

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
利用者に関する市町村への通知	(1) 正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護等状態の程度を増進させたとみとめられる時は、その旨を市町村に通知していますか。	運営基準第108条により準用する運営基準第27条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした時は、その旨を市町村に通知していますか。	予防基準第85条により準用する運営基準第24条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
認知症対応型共同生活介護計画の作成	(1) 介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。	運営基準第98条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
介護等	(1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われていますか。	運営基準第99条 予防基準第85条により準用する運営基準第88条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 介護従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 利用者の食事その他の家事等は、利用者と介護従業者が共同で行うよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
緊急時等の対応	(1) 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	運営基準第108条により準用する運営基準第80条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めてありますか。	予防基準第85条により準用する運営基準第56条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理者及びサービス提供責任者の責務	管理者は、介護従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 また、介護従業者に必要な指揮命令を行っていますか。	運営基準第108条により準用する運営基準第53条 予防基準第85条により準用する運営基準第26条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
社会生活上の便宜の提供等	(1) 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めていますか。	運営基準第100条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理者による管理	管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者となっていないか。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りではありません。	運営基準第101条 予防基準第78条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
運営規程	共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 利用定員 ④ 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 入居に当たっての留意事項 ⑥ 非常災害対策 ⑦ その他運営に関する重要事項	運営基準第102条 予防基準第79条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	運営基準第108条により準用する 運営基準第57条 予防基準第85条により準用する 運営基準第30条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めていますか。	運営基準第103条 予防基準第80条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) (1)の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
掲示	事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	運営基準第108条により準用する 運営基準第33条 予防基準第85条により準用する 運営基準第32条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	運営基準第108条により準用する運営基準第34条 予防基準第85条により準用する運営基準第33条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
広告	広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	運営基準第108条により準用する運営基準第35条 予防基準第85条により準用する運営基準第34条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
定員の遵守	入居定員及び居室の定員を超えて入居させていませんか。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。	運営基準104条 予防基準81条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
地域との連携等	(1) サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置していますか。	運営基準第108条により準用する運営基準第85条 予防基準第85条により準用する運営基準第61条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) また、運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催し、活動状況を報告しその評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 運営推進会議で出された報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 事業の運営に当たっては、提供した認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	運営基準第108条により準用する運営基準第58条 予防基準第85条により準用する運営基準第31条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
協力医療機関等	(1) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。	運営基準第105条 予防基準82条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	(1) 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又はその従業者に対し、要介護（要支援）被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	運営基準第106条 予防基準83条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
調査への協力等	提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	運営基準第108条により準用する 運営基準第84条 予防基準第85条により準用する 運営基準第60条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
苦情処理	(1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	運営基準第108条により準用する 運営基準第37条 予防基準第85条により準用する 運営基準第36条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出等に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に添って必要な改善を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 市町村からの求めがあった場合には(4)の改善の内容を市町村に報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
事故発生時の対応	(1) 利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者（介護支援予防事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	運営基準第108条により準用する運営基準第38条 予防基準第85条により準用する運営基準第37条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	運営基準第107条 予防基準84条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画 ②具体的なサービスの内容等の記録 ③身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (2) ④利用者に関する市町村への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦運営推進会議から出された報告、評価、要望、助言等の記録		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
IV 変更の届出等					
	事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥運営規程 ⑦協力医療機関の名称及び診療科目並びに契約の内容（協力歯科医療機関があるときはこれを含む） ⑧介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援体制の概要 ⑨地域密着型サービス費の請求に関する事項 ⑩役員の氏名、生年月日及び住所 ⑪介護支援専門員の住所及びその登録番号	介護保険法第78条の5 介護保険法施行規則第131条の10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
自己点検シート（案）

記入日 平成 年 月 日

■事業所番号、事業所の名称、連絡先等をご記載してください。

法人名
代表者職名・氏名

事業所番号															
フリガナ															
事業所名															
住所	(〒 -)														
連絡先	電話				FAX										
登録定員数	人			通いの定員			人			宿泊サービスの定員			人		
開設年月日	平成 年 月														
記載担当者	職名				氏名										

* 基準「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年三月十四日)」
(厚生労働省令第三十四号)
「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年三月三十一日)」
(厚生省令第三十七号)

* hint ☞ その項目を検討するうえで、考えるためのヒントを掲示したもの

I 人員に関する基準

I-1 代表者について

氏名			
	(部署：)	役職：)

※地域密着型サービスの事業部門責任者を代表者としている場合は、部署及び役職、氏名を記入してください。

基準第64条・65条

- 「法人の代表者又はその事業部門の責任者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者」に該当していますか。
- 「厚生労働大臣の定める研修」=次のいずれかの研修を既に受講し、修了証の交付を受けていますか。
 - ① 痴呆介護実務者研修（基礎課程又は専門課程）（H16年度まで実施）
 - ② 認知症介護実践者研修又は実践リーダー研修（H17年度以降）
 - ③ 認知症高齢者グループホーム管理者研修（H17年度実施）
 - ④ 認知症介護指導者研修
 - ⑤ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修
 - ⑥ 認知症対応型サービス事業開設者研修（平成18年度以降）

基準に適合していない場合の事由及び改善方法

I-2 管理者について

氏名			
当該事業所で兼務する職種			
事業所に併設する基準第63条第6項にある併設施設の種別及び名称		役職	

管理者の方の氏名を記入してください。当該小規模多機能型居宅介護事業所の従業者として従事する場合はその職種名（例：介護支援専門員）を記入してください。

基準第64条・65条

- 「特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者」に該当していますか。
- 「厚生労働大臣の定める研修」を既に受講し、修了証の交付を受けていますか。
 - ① 認知症介護実践者研修（基礎課程含む）
 - ② 認知症対応型サービス事業管理者研修

基準に適合していない場合の事由及び改善方法

I-3 介護支援専門員について

氏 名

介護支援専門員の方の氏名を記入してください。当該小規模多機能型居宅介護事業所の従業者として従事する場合はその職種名（例：介護支援専門員）を記入してください。

基準第63条

- 「専らその職務に従事する介護支援専門員を配置しなければならない。ただし、利用者の処遇に支障が無い場合は、管理者との兼務もできる。また、非常勤でも差し支えない」に該当していますか。
- 介護支援専門員の資格を有していますか。
- 「厚生労働大臣の定める研修」を既に受講し、修了証の交付を受けていますか。
 - ① 認知症介護実践者研修（基礎課程含む）
 - ② 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

基準に適合していない場合の事由及び改善方法

I-4 介護従業者について

平成●年●月の勤務実績を作成してください。

※なお、作成にあたって以下の要件を追記してあれば勤務表添付でも可。

- ① 指定基準上必要な職種を明記（管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員）。
- ② 夜勤者、宿直者を明記。
- ③ 専従、兼務、常勤、非常勤の別の明記。
- ④ 従業者ごとに勤務時間数の明記。

基準第63条

- 「従業者のうち1以上の者は常勤でなければならない」に該当していますか。
- 「小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上は看護師又は准看護師でなければならない」に該当していますか（常勤・非常勤は問われていません）。
- 常勤とは、勤務時間が、就業規則等によって事業所が定めている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していること。
- 各日とも、日中の勤務帯において通いの定員に対し、3：1の人員配置+1人（訪問担当）になっていますか？（通い定員15人の場合 職員5人+1人=6人）
 - ※ 1人=1日8時間の場合では、(5人×8時間)+(1人×8時間)=48時間
- 常勤は週32時間以上（通常/週40時間程度）になっていますか。また、常勤換算方法とは、当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（最低32時間）で除すことにより、当該事業所の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。
- 通いのサービス提供時間と日中の勤務帯について、日中の勤務帯（夜間及び深夜の時間帯を除いた時間）を6時～21時までとした場合、常勤換算方法で通いの利用者の3人に対して1名の従業者を配置すればよいことから、通いの利用者が15人の場合、日中の常勤の介護従業者は5名となり、日中の15時間の間に、8時間×5名=延べ40時間のサービスが提供されていることが必要である。それに加え、日中については、常勤換算方法で1名以上に訪問サービスの提供を行い、夜間については、夜勤者1名、宿直者1名に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせるために必要な介護従業者を配置する必要がある。
- 夜間、利用者がいない場合でも、夜勤者もしくは宿直者が事業所にいますか。
- 事業所に併設する認知症対応型共同生活介護事業所等が1ユニットに限り、夜勤を行う職員の兼務が認められている。なお、この場合も、別に宿直職員1名が必要である。
- 基準第63条に定める員数を配置していない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定することになります。

※人員基準上満たすべき職員を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用いることとなります。ただし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者数等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から6月未満の間は通いサービスの利用定員の50%の範囲内で届出された利用者見込み数を前提に算定することとなります。

※人員欠如状態のまま事業を継続している場合、指定基準等の違反として指導・指定取り消し等の対象となります。

基準に適合していない場合の事由及び改善方法

参考)

hint ④ 職員の実際の配置は、その日ごとの状況に応じて判断する。

hint ④ 上記配置は、通いや訪問サービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している介護従事者全体で通いサービス及び訪問サービスを行うことを指す。

hint ④ 夜勤者に加えて配置される宿直職員については、主として登録者のからの連絡を受けての訪問に対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。

II 運営に関する基準

II-1 小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針（基準第72条）

(1) サービス評価を実施していますか。 (適・不適)

・ 自己評価 (はい・いいえ)

・ 外部評価 (はい・いいえ)

(2) 評価結果を公表し、常にその改善を図っていますか。 (適・不適)

不適合の場合の事由及び改善方法

II-2 小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針（基準第73条）

(1) 通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、 (適・不適)
サービスを提供していますか。

(2) 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送るこ (適・不適)
とができるよう配慮していますか。

(3) サービスの提供に当たって、懇切丁寧に利用者又はその家族に対し、 (適・不適)
サービスの提供等について、理解しやすいように説明をしていますか。

(4) 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」 (適・不適)
という。）を行っていませんか。

(5) 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いて (適・不適)

いませんか。

- (6) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、(適・不適)
訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行っていますか。

不適合の場合の事由及び改善方法

(基準第73条)

- 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。
- 利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いてはならない。
- 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。
- 「訪問サービス」小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは、身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等をを行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えない。

II-3 居宅サービス計画の作成等(基準第74条)

- (1) 管理者は、介護支援専門員に登録者の居宅サービス計画の作成に関する(適・不適)
業務を担当させていますか。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業所と同様の業務を行っていま(適・不適)
すか。
- (3) 居宅サービス計画は全表(1～8表)作成していますか。(適・不適)
- (4) 利用者及び家族の抱える課題を把握していますか。(適・不適)
- (5) また、課題に対応するための適切な計画になっていますか。(適・不適)
- (6) 登録者全員の居宅サービス計画を作成していますか。(適・不適)
- (7) 居宅サービス計画を利用者もしくは介護者に説明していますか。(適・不適)
- (8) 計画作成後も、サービスの実施状況や利用者の様態の変化等の把握を行(適・不適)

い、必要に応じて計画の変更をしていますか。

不適合の場合の事由及び改善方法

参考)

hint ◎自己実現に向けたケアマネジメントができていますか
(即応性、柔軟性、チームケア、家族支援、ライフスタイルの保持・保障、役割・生きがい、情報提供、自己決定、地域資源の活用等)

II-4 小規模多機能型居宅介護計画の作成(基準第77条)

- (1) 管理者は、介護支援専門員に登録者の小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。(適・不適)
- (2) 地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保ができていますか。(適・不適)
- (3) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成していますか。(適・不適)
- (4) 小規模多機能型居宅介護計画を利用者又は家族に対して説明し、同意を得、交付していますか。(適・不適)
- (5) 計画作成後も、サービスの実施状況や利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更をしていますか。(適・不適)

不適合の場合の事由及び改善方法

参考)

hint ◎体の健康管理に配慮できていますか

例) 慢性疾患の管理・受診、主治医に留意すべき事項の確認、内服薬の確認、看護的な処置、水分摂取、便秘予防、栄養管理、体力低下の予防、口腔ケア など

hint ◎認知症の軽減

例) 身体不調、環境不適合、孤独、現実逃避、自我放棄などの周辺症状の背景の洞察、金銭管理、被害妄想、作話、物忘れ、感情不安定、強いこだわり など

hint ◎心理面の付度

例) 人生暦から人物像を捉える、性格・嗜好、心理状況、意欲を刺激する関わり方 など

hint ◎時間の使い方

例) どのような過ごし方が満足度に役立つかの観察 など

hint ◎周囲(人・物)との関係性への配慮

例) 安定・不安定の要因分析、抑制・孤独の有無、福祉用具の検討、 など

hint ◎ストレスの分析と軽減策

例) 本人のストレス、家族のストレス、地域住民の認知症に対する不安 など

hint ㊦ 社会交流

例) 利用者の閉じこもり防止、外出の支援、家族の社会交流 など

hint ㊦ 家族関係

例) 重度化要因の説明、防止策の説明と理解、家事・介護負担、経済面などの状況把握及び支援 など

II-5 介護等（基準第78条）

- (1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自主性を保ち、意欲的に日々の生活（ 適・不適 ）が送れるよう支援していますか。
- (2) 家族や地域との関係調整も含めたケアを実施していますか。 （ 適・不適 ）
- (3) サービスを利用するにあたり、利用者や家族に付添者を付けるなどの要求（ 適・不適 ）をしていませんか。
- (4) 良好な人間関係に基づく仮定的な生活環境の中で日常生活が送れるよう（ 適・不適 ）利用者とともに、食事や清掃、洗濯、買い物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行っていますか。

不適合の場合の事由及び改善方法

II-6 社会生活上の便宜の提供等（基準第79条）

- (1) 利用者の外出の機会の確保、その他の利用者の意向を踏まえた地域生活（ 適・不適 ）支援をしていますか。
- (2) 必要な行政機関に対する手続き等、必要に応じて同意を得た上で代わり（ 適・不適 ）に行っていますか。
- (3) 利用者の家族に対し、会報の送付、行事への参加の呼びかけ等、利用者（ 適・不適 ）と家族の交流の機会を作っていますか。

不適合の場合の事由及び改善方法

参考)

hint ㊦ 小規模多機能型居宅介護の訪問サービスには、いわゆる指定訪問介護の身体介護のうち通院・外出介助も含まれます。

II-7 運営規程・定員等（基準第81条・82条）

- (1) 運営規程の内容は実態に即したものになっていますか。 （ 適・不適 ）
- (2) 休業日はありませんか。 （ 適・不適 ）
- (3) 通いサービスの営業時間を記入してください （ : ~ : まで ）

(4) 宿泊サービスの営業時間を記入してください (: ~ : まで)

(5) 登録定員は何人ですか (人)

不適合の場合の事由及び改善方法

参考)

hint ④登録定員の遵守：基準 82 条で、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスを提供してはいけません。ただし、利用者の様態や希望、介護者の急病等のため、事業所においてサービスを提供する必要性が生じた場合や登録者全員を集めての催しを兼ねたサービス提供の場合等の特に必要と認められた場合は、この限りではない。

II-8 緊急時、非常時の対応（基準第 80 条・81 条）

- (1) 利用者の病状の急変が生じた場合等、主治医や協力医療機関へ連絡をと（ 適・不適 ）
っていますか。
- (2) 非常災害に対して必要な具体的計画（マニュアル）を策定していますか。（ 適・不適 ）
- (3) 関係機関への通報及び連携体制の整備がなされていますか。（ 適・不適 ）
- (4) 避難・救出訓練を実施していますか。（年 回）
- (5) 防火管理者を置いていますか。（氏名： ）
- (6) 事故対応マニュアルを策定し、周知徹底していますか。（ 適・不適 ）
- (7) 事故の状況及び事故時の対応状況について記録していますか。（ 適・不適 ）
- (8) 感染症マニュアルに基づき、周知徹底していますか。（ 適・不適 ）
- (9) 損害賠償保険に加入していますか。（ 適・不適 ）

※防火管理者については、収容人数 10 人以上の場合。

不適合の場合の事由及び改善方法

II-9 地域との連携（基準第 85 条）

- (1) 運営推進会議を実施していますか。（ 適・不適 ）（年 回）
- (2) 運営推進会議では、通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状（ 適・不適 ）
況を報告していますか。
- (3) 運営推進会議による評価を受けていますか。（ 適・不適 ）
- (4) 運営推進会議から必要な要望、意見等を聞く機会を設けていますか。（ 適・不適 ）
- (5) 地域住民やボランティア等と連携や協力していますか。（ 適・不適 ）

不適合の場合の事由及び改善方法

参考)

hint ④ 運営推進会議委員の理解と協力により、認知症サポーターの養成や地域啓発の役割を委員の皆様にご協力いただいたり、利用者支援にご協力いただいたりと、事業所の一番の支援者として活動している運営推進会議もあります。

hint ④ 家族会や家族の集いを開催し、地域啓発の役割を担っていただいたり、事例解説を通じて悪化防止の理論や知識を説明することも大切です。

II-10 運営全般（基準第87条など）

- (1) 管理者を含む従業員と労働契約（雇用契約）等を結んでいますか。 （ 適・不適 ）
- (2) 全職員について、出勤簿やタイムカード等により勤務実績がわかるようになっていませんか。 （ 適・不適 ）
- (3) 業務日誌を整備し、事業所として1日のサービス提供実績を記録していますか。 （ 適・不適 ）
- (4) 居宅サービス計画や小規模多機能型居宅介護計画等の諸記録を完結の日（ 適・不適 ）から2年間保存していますか（基準87条）。

不適合の場合の事由及び改善方法

II-11 利用料等について（基準第71条）

- (1) 利用者から1割負担分を徴収していますか。 （ 適・不適 ）
- (2) 利用者に対して領収書を発行し、控えを保管していますか。 （ 適・不適 ）
- (3) 領収書には、費用の額を区分して記載していますか。 （ 適・不適 ）

不適合の場合の事由及び改善方法

II-12 秘密保持（基準第34条）

- (1) 就業規則及び労働契約書等において、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者やその家族の個人情報を漏らすことを禁止する記載がありますか。 （ 適・不適 ）
- (2) 利用者全員から個人情報使用同意書等で利用者等やその家族の個人情報をサービス担当者会議等で使用することについて同意を得ていますか。 （ 適・不適 ）
- (3) 保有個人データの管理・開示手順、個人情報管理者等を定めた、個人情報保護に関する規定を整備していますか。 （ 適・不適 ）

不適合の場合の事由及び改善方法

II-13 苦情対応（基準第37条）

- (1) 利用者及びその家族に対し、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等の概要について明らかにしていますか。また、その概要についてサービスの内容を説明する文書に記載し、配付していますか。（適・不適）
- (2) 相談窓口、苦情処理の体制・手順について、事業所内に掲示していますか（適・不適）
- (3) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要として次の内容が記載されていますか（事業所担当窓口 市町村窓口 国保連窓口）（適・不適）
- (4) サービスの内容についての苦情を本人や家族、介護者が気軽に言えるような仕組みを整えていますか。（適・不適）
- (5) 苦情相談の方法や対応手順を記載したマニュアルを整備していますか（適・不適）
- (6) 苦情記録簿を整備していますか。（適・不適）
- (7) 実際にあった苦情及びその原因と対応策について、職員に周知するなど再発防止に努めていますか。（適・不適）

不適合の場合の事由及び改善方法

II-14 掲示（基準第33条）

- (1) 運営規程（料金表を含む）、苦情処理機関を掲示していますか。（適・不適）

不適合の場合の事由及び改善方法

参考)

hint ④ 掲示とは、単に玄関等に表示していることではなく、より利用者や家族に対して周知しやすい方法（ファイルを玄関に置く、利用者に配布する等）や工夫をすることが大切です。

II-15 研修等による質の向上（基準第55条）

- (1) サービスの質の向上を図るため、計画的に研修を行い、研修内容や時間などを他の職員に報告したり、記録していますか。（適・不適）

不適合の場合の事由及び改善方法

参考)

hint ④ 職員研修等

例) 重度化防止に必要な理論・知識の習得、情報の共有、事例の検討 など